

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第6回期日（20200805）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

## 証拠説明書（甲A号証）

2020年8月5日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 網 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 310	意見書	写し	2020年 8月1日	谷口洋幸	<p>国際人権法学者である谷口洋幸准教授の本案についての意見。</p> <p>国際人権法の下では、1990年代以降、性的指向に基づく差別解消及び性的指向に関連する人権保障は、国家に課せられた義務であるとの解釈が確立していること。</p> <p>国際人権法における成文規範である世界人権宣言や自由権規約、社会権規約その他の各種人権条約には性的指向 (sexual orientation) という文言は存在しないが、条約機関等による解釈上、性的指向は差別禁止事由である「性 (sex)」又は「他の地位等 (or other status)」に含まれるものとの解釈が確立しており、性的指向に基づく処遇の差異は、目的達成のために必要不可欠であることが立証されない限り、許されない差別と認定されるものであること。</p> <p>また、国連機関においても、上記のような国際人権法上の基準が審査に用いられており、多数の締約国に対し、同性カップルに対する法的保障を含む改善勧告等がなされてきたこと。</p> <p>国際人権法上の人権課題とされてきた性的指向に基づく差別の問題は、同性同士のパートナー関係の権利保障をも含むものであり、判例上も、同性同士のパートナー関係は家族概念に当てはまるものとされ、同性同士のパートナーが各種の法的保障を受けられないことは性的指向に基づく許されない差別に当たるとされてきたこと。</p> <p>自由権規約等の下で確立された以上のような解釈は、すべての締約国に適用されるものである上、日本は、2000年代以降、国連機関からの改善勧告や自国が賛同国ないし共同提案国となった共同声明等の場面を通じて、性的指向に基づく差別解消への取組みが国家に義務付けられていることを明確に認識し、また、2011年の国連人権理事会決議以降は、同課題への取組みにおいて指導的立場を占めてきたこと。それにもかかわらず、日本が国内法政策において他国よりも不十分な人権保障に甘んじ続けることは、自己矛盾との誹りを免れ得ないこと。</p> <p>国際人権法上の義務の名宛人である国家機関の一つである裁判所には、以上のことを踏まえて、安直な文理解釈や憲法優位論に逃げ込まず、また、社会通念や国民の理解不足に責任を転嫁することなく、国際人権法上の義務を正面から精査し、性的指向に基づく差別と人権侵害が続く国内の現状に対し、人権保障の最後の砦となるべき司法機関としての矜持を持った判断が望まれること。</p>